

三 監 第 7 1 号
令 和 3 年 1 月 6 日

請求人 様

三島市監査委員 今 井 信 義

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

令和2年11月12日付けで、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された監査委員報酬の支出に係る三島市長措置請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり通知します。

なお、松田吉嗣監査委員は、法第199条の2の規定により除斥された。

記

第1 請求の主旨

本件請求の要旨は、次のとおりであると解した。

市議会議員である松田吉嗣氏が法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に抵触する疑いのある立場でありながら、議員選出の監査委員に選任され、監査業務を行ってきたことは不適格な人選であるとし、同氏への監査委員報酬の支払いは不当な公金の支出であるとして、市への返還を求める措置請求である。

第2 監査対象部局

監査委員事務局

第3 請求人の陳述及び証拠提出

令和2年12月17日に請求人の陳述を聴取した。

請求人から事実証明書のほかに新たな証拠の提出はなかった。

第4 関係人の証拠提出

令和2年12月11日付けで市長から弁明書及び証拠書類の提出があった。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 事実関係の調査

(1) 法第92条の2の規定に該当するか否かについて

法第92条の2の規定に該当するか否かについては、議会の自主的な決定に委ねられている。この点に関して、長は議会を指揮監督し議会の自立的行為を是正する権限を有していない。

このことから、本件に関して市議会議長に見解を伺ったところ、最高裁判決（最高裁昭和62年10月20日第三小法廷判決）に基づいて、当時の松田商事株式会社の決算資料から判断しても、法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に該当するものとは認められないとの回答を得ている。

(2) 監査委員に選任され監査業務を行ったことについて

監査委員の選任については、法第196条第1項の規定により、市長は松田氏の選任理由を付して議会に提出し、議会の同意を得た上で選任を決定した。

また、法第197条の規定により、議員選出の監査委員の任期は、議員の任期とされ、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げないとされており、議員の任期中は、監査委員又は後任者が選任されるまでの間は監査委員職務執行者として、法第198条の3第1項の規定に基づき監査基準に従い監査等を行わなければならない義務を負うことから、同項の規定に従い監査業務を行ってきた。

これらのことから、監査委員の選任の手続及び監査業務を行うことについて違法性はないことを確認した。

(3) 松田氏への監査委員報酬の支払いについて

非常勤の監査委員の報酬については、法第203条の2第1項の規定により、地方公共団体が支給しなければならない義務を負うものであり、監査委員として職務を行う以上は反対給付として報酬は支払わなければならない。

また、その額及び支給方法は、三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）に定められており、当該条例に基づき編成された予算について議会の議決を経た上で、財務会計上の法規に基づき支出事務手続を行っていた。

これらのことから、松田氏への監査委員の報酬の支出は適正に行われていることを確認した。

3 監査委員の判断

法第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

しかしながら、非財務会計行為たるあらゆる行政施策は、その帰結として公金の支出その他財務活動を伴うが、その帰結部分たる財務活動を捉えて、原因となる非財務会計行為のすべてを住民監査請求の対象とすることが実質的に広く是認されるとなると、法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為のいずれにも該当しない、およそ広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができることとなり、財務会計行為に限定されている住民監査請求の制度趣旨を逸脱することとなる。

しかるところ、本件請求において請求人は、市議会議員である松田氏が法第 92 条の 2 の規定に抵触する疑いのある立場でありながら、議員選出の監査委員に選任され、監査業務を行ってきたことは不適格な人選であるとし、同氏への監査委員報酬の支払いは不当な公金の支出であるとして市への返還を求めた。

また、請求人は陳述において、選任の手續については問題としておらず、高潔な立場が求められる監査委員が議員の兼業禁止規定を理解していながらも取引を行うことは許されないとの主旨の陳述を行っている。

このことから、請求人は選任の手續や議員の兼業禁止そのものの違法性を摘示しているのではなく、監査委員としての倫理観を問題としているものであり、財務会計行為である本件支出そのものが財務会計上の法規に違反したものであるとの主張はしていない。

財務会計上の法規に違反したものであるとの請求人の主張もなく、監査委員の報酬の支出も財務会計上の法規に基づき適正に行われていたことからしても、本件財務会計行為自体に違法又は不当な点はないものと判断する。

よって、本件請求には理由がないと認め、主文のとおり決定する。